

瀬戸市原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識のひな型及び標識
交付証明書の様式を定める規則をここに公布する。

平成 29 年 12 月 28 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 27 号

瀬戸市原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識のひな型及び
標識交付証明書の様式を定める規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瀬戸市市税条例(昭和 40 年瀬戸市条例第 6 号。
以下「条例」という。)第 9 1 条第 4 項の規定により同条第 1 項及び
第 2 項の標識のひな型並びに同条第 3 項の証明書の様式について定
めるものとする。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識のひな型)

第 2 条 条例第 9 1 条第 1 項及び第 2 項の規定により交付する標識の
ひな型は、条例第 8 2 条第 1 号アからウまでに規定する原動機付自
転車及び同条第 2 号イに規定する小型特殊自動車にあつては第 1 号
様式と、同条第 1 号エに規定する原動機付自転車にあつては第 2 号
様式とする。

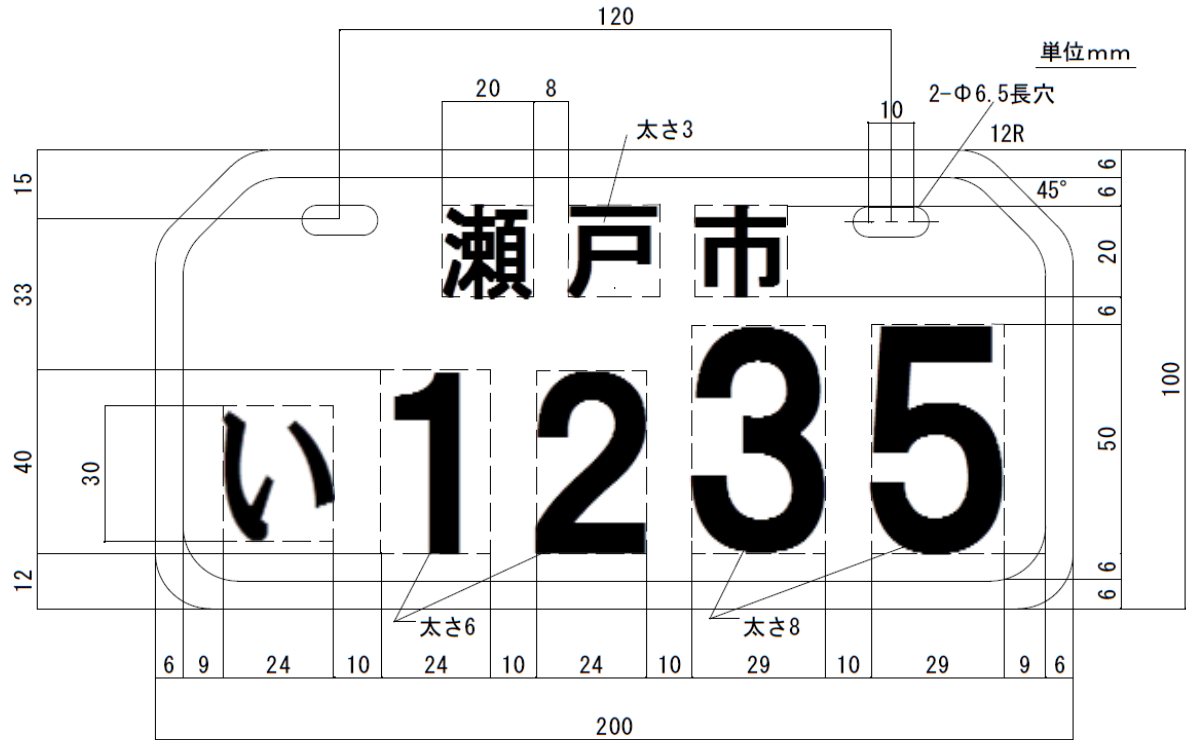
(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付証明書の様式)

第 3 条 条例第 9 1 条第 3 項の規定により原動機付自転車又は小型特
殊自動車の標識を交付する場合において併せて交付する証明書の様
式は、第 3 号様式とする。

附 則

この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

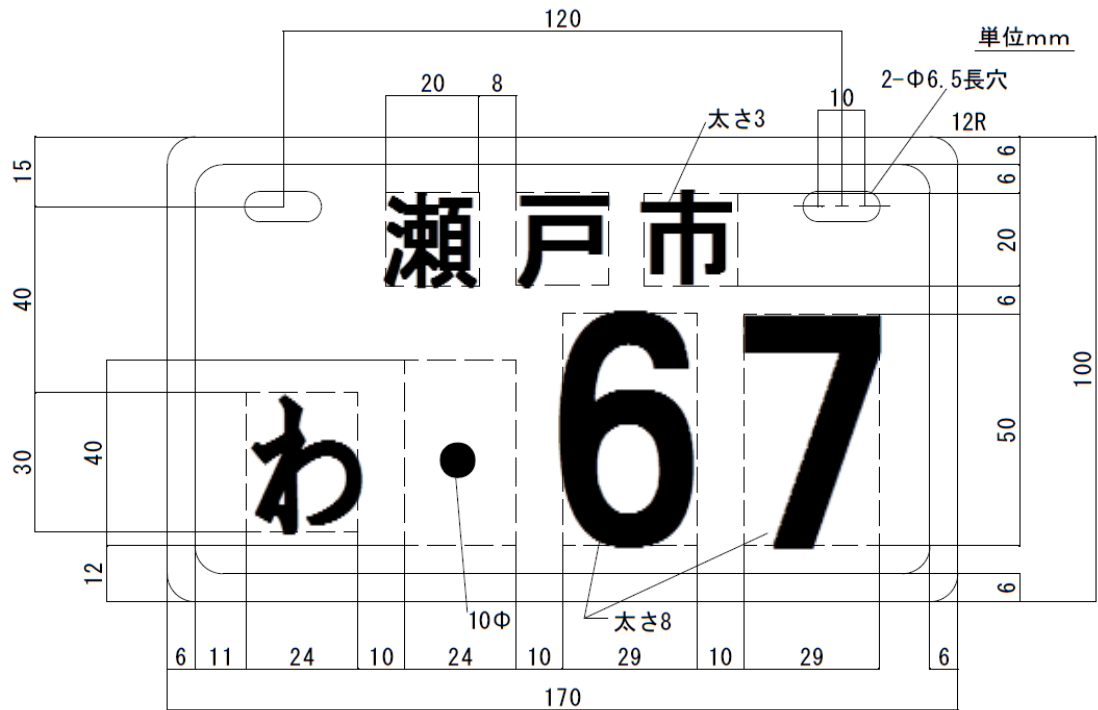
第 1 号様式（第 2 条関係）



備考

- 1 標識番号は、図示の例により、上段に市名を、下段にひらがな文字（お、し、へ、ゐ、ゑ、んを除く。）及び4桁の数字をもって表示する。なお、上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径10ミリメートルの点で表示する。
- 2 標識は、アルミニウム製又はこれに代わるものとし、文字は浮き出しとする。
- 3 標識の地の塗色は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 条例第82条第1号アの原動機付自転車にあつては、白色
 - (2) 条例第82条第1号イの原動機付自転車にあつては、薄黄色
 - (3) 条例第82条第1号ウの原動機付自転車にあつては、薄桃色
 - (4) 条例第82条第2号イの小型特殊自動車にあつては、薄緑色
- 4 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

第2号様式（第2条関係）



備考

- 1 標識番号は、図示の例により、上段に市名を、下段にひらがな文字（お、し、へ、ゐ、ゑ、んを除く。）及び3桁の数字をもって表示する。なお、上位の桁の数字が有効数字でない場合は、直径10ミリメートルの点で表示する。
- 2 標識は、アルミニウム製又はこれに代わるものとし、文字は浮き出しとする。
- 3 標識の地の塗色は、薄青色とする。
- 4 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

第 3 号様式（第 3 条関係）

原動機付自転車 標識交付証明書
 小型特殊自動車

車 種			
標識番号			
所有者	住所		
	氏名		
車 名		型 式	
車台番号		年 式	
原動機番号		排気量等	
登録日			
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 <div style="text-align: right;">瀬戸市長 印</div>			